

「花柳流」等名称抹消等請求事件：東京地裁平成 23(ワ)18147・平成 24 年 6 月 29 日（民 46 部）判決＜請求認容＞

### 【キーワード】

不競法 2 条 1 項 1 号（周知・混同）・2 号（著名），営業表示，同法 3 条，法人登記の抹消

### 【主 文】

- 1 被告は，その事業上の活動のために，「一般社団法人花柳流花柳会」の名称及び「花柳流」，「花柳」又は「花柳流花柳会」の文字を含む名称を使用してはならない。
- 2 被告は，別紙登記目録記載の設立登記中，「一般社団法人花柳流花柳会」の名称の抹消登記手続をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

### 【事 実】

#### 第 1 請求

主文第 1 項及び第 2 項と同旨

#### 第 2 事案の概要

本件は，日本舞踊の普及等の事業活動を行う原告らが，「花柳流」及び「花柳」の名称は「花柳流四世宗家家元花柳壽輔」（以下「四世宗家家元」という。）の芸名を有する原告 A の営業表示として，「花柳流花柳会」の名称は権利能力なき社団である原告花柳流花柳会（以下「原告花柳会」という。）の営業表示として，それぞれ著名又は周知であり，被告（一般社団法人花柳流花柳会）がその事業活動に原告らの上記営業表示と同一又は類似の「一般社団法人花柳流花柳会」の名称（以下「被告名称」という。）を使用する行為は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号又は 2 号の不正競争行為に該当する旨主張して，被告に対し，同法 3 条に基づき，被告名称等の使用の差止め及び被告名称の抹消登記手続を求めた事案である。

### 【判 断】

#### 1 前提事実

請求原因(1)ウの事実，「花柳流」及び「花柳」が著名であること，原告花柳会が 1 2 の支部を置いていることは，当事者間に争いが無い。

上記争いのない事実と証拠（甲 1 ないし 2 1（枝番のあるものは枝番を含む。））及び弁論の全趣旨を総合すれば，次のような事実が認められる。

(1) 「花柳流」は、四代目西川扇蔵に学んだ「花柳壽助」が嘉永2年(1849年)に創始(創流)した日本舞踊の一流派である。「花柳流」を主宰する初代家元の花柳壽助は、文久元年(1861年)、「初代花柳壽輔」と芸名を改めた。以後、「花柳壽輔」の芸名は、花柳流の宗家家元(家元)が代々継承する名跡となった。

すなわち、初代花柳壽輔が明治36年1月に死去した後、大正7年7月に市村座で襲名披露をした二男の二世花柳壽輔が宗家家元(家元)となった。二世花柳壽輔が、昭和39年1月に宗家家元の座を長女(本名・B)の三世花柳壽輔に譲り、「壽應」と改名した後、昭和40年11月に歌舞伎座で三世花柳壽輔の襲名披露が行われた。

その後、三世花柳壽輔は、平成19年5月23日に死去した。

(2) 「花柳流」は、代々の宗家家元の「花柳壽輔」が統率し、花柳壽輔から認許を受けた名取は、その芸名に「花柳」の姓を冠している。

三世花柳壽輔は、昭和43年ころ、花柳流舞踊の保存、普及を図ること等を目的として、花柳流の宗家家元及び全名取を構成員(会員)とする「花柳流花柳会」と称する団体(原告花柳会)を組織し、その名誉会長に就任した。

三世花柳壽輔は、花柳流宗家家元として、自ら舞踊会、講習会等で踊りを舞い、出演料等の対価を得る活動、門弟、名取を指導し、授業料等の対価を得る活動、門弟に対し、名取として花柳姓を冠した芸名を認許し、受験料、名取料等の対価を得る活動、その他振付料等の対価を得る活動等の事業活動を行うとともに、日本舞踊の普及に務めた。

その結果、「花柳流」は、おそくとも昭和56年3月ころには、日本舞踊の最大流派となり、「花柳流」及び「花柳」は、花柳流宗家家元の事業活動に係る表示として、日本舞踊に携わる者及び全国の日本舞踊の愛好者らの間で広く認識されるに至り、周知となっていた。

その後も、「花柳流」は、日本舞踊の最大流派であることを維持しており、平成23年6月現在その名取数は、約2万1370人に及んでいる。

(3)ア 原告花柳会は、「花柳流花柳会会則」という名称の会則を有し、この会則で、宗家家元及び全名取を会員とすること、役員として、名誉会長、理事、監事を置くこと、名誉会長には宗家家元が就任し、理事及び監事は総会で選任し、理事の互選で理事長を定めること、理事長は原告花柳会を代表すること、理事は理事会を組織すること、毎年1月28日に定時総会を開催すること、総会の議決事項は、事業計画、事業報告、予算及び決算等であること、総会及び理事会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した会員又は理事の過半数で決すること、会員の入会及び退会に関する事項、会員の資格喪失事由、財産及び会計に関する事項などを定め、昭和43年ころ以降、毎年1月に定時総会を開催してきた。

原告花柳会は、東京都中央区に事務所（本部）を、全国に12の支部（北海道支部、東北支部、甲信支部、神奈川支部、静岡支部、中部支部、北陸支部、関西支部、中国支部、九州支部、四国支部、東京・関東五県支部）を置き、また、本部委員会として広報部などの各種委員会及びこれを統括する委員長を置いている。

なお、原告花柳会の上記会則は、平成23年1月28日、同日に開催された定時総会で承認可決された甲2の会則に変更された。

イ 原告花柳会は、昭和43年ころ以降、「花柳流花柳会」の名称を使用して、日本舞踊に関する知識を啓発し、その研究、論評の道を開くための機関誌の発行、舞踊発表会、講習会等の開催、会員の共済及び福利厚生に関する事業等の事業活動を行ってきた。

原告花柳会の上記事業活動は、事業年度ごとに事業計画を立て、会員の入会金、会費、事業収入等で運営されており、会計年度ごとに収支決算が行われてきた。

そして、おそくとも昭和56年3月ころには、「花柳流」が日本舞踊の最大流派となっていたことと相俟って、「花柳流花柳会」は、原告花柳会の事業活動に係る表示として、日本舞踊に携わる者及び全国の日本舞踊の愛好者らの間で広く認識されるに至り、周知となっていた。

(4)ア 原告Aは、初代花柳壽輔の養子Cの養子であるD（四世花柳芳次郎）の長男である。

原告Aは、昭和42年に五世花柳芳次郎を襲名し、三世花柳壽輔の存命中、その家元後見人を務めていた。

イ(ア) 平成19年5月23日に三世花柳壽輔が死去した後、同年6月28日にその葬儀が行われた。その葬儀の際に、喪主を務めた原告Aは、自らが「花柳流宗家家元」四世花柳壽輔を襲名することを発表した。その間、原告Aは、原告花柳会の理事会から四世花柳壽輔襲名の打診を受けていた。

平成19年6月から同年7月にかけて、原告Aが「花柳流宗家家元」四世花柳壽輔を襲名した旨の新聞報道（同年6月28日付け東京新聞朝刊、同年7月18日付け東京新聞朝刊、同月20日付け朝日新聞夕刊、同月21日付け東京新聞夕刊、同月25日付け毎日新聞夕刊等）がされた。原告Aの「花柳流宗家家元」四世花柳壽輔襲名の事実は、業界の刊行物（全日本舞踊連合「舞踊年鑑32 平成19年の記録」平成20年3月25日発行（甲13））や日本舞踊を紹介する書籍（甲11、14）、読売新聞のウェブサイト（ヨミウリ・オンライン）のインタビュー記事（甲21）にも紹介された。

また、平成20年5月には3日間にわたり、歌舞伎座で、原告Aの「四世宗家家元花柳壽輔襲名披露公演」が開催され、その旨の新聞報道（同月17日付け東京新聞夕刊等）がされ、同年6月には、国立文楽劇場（大阪）でも、

同様の襲名披露公演が開催された。

(イ) 原告Aは、平成19年6月から平成21年5月までの間、約120流派、約6000名の日本舞踊家が所属する社団法人日本舞踊協会の常任理事を「花柳流四世家元」花柳壽輔として務め、平成23年4月からは、「花柳流四代目宗家家元」花柳壽輔として、東京芸術文化評議会評議員に就任している。

さらに、原告Aは、四世宗家家元として、花柳流舞踊公演の主催、出演、原告花柳会の支部の講習会での指導等の事業活動を行い、これらの各種活動は、新聞等(甲20の1ないし17等)で報道されている。

ウ 平成23年2月4日、原告Aを代表理事とする一般財団法人花柳流花柳会が設立された。なお、同財団法人は、原告花柳会の総会決議を経て、花柳流の伝承品等の財産を永続的に保管・管理し、将来の花柳流へ継承していくことを目的として設立されたものである。

(5) 被告は、平成23年1月24日に設立した、「花柳流舞踊の保存、伝承、普及を図り、併せて会員の芸道知識一般の向上、相互の親睦、福利厚生を推進し、もって、我が国の伝統芸能である日本舞踊の発展に寄与すること、ならびに花柳流に関わる伝承品の保存、保管、伝承すること」を目的とする一般社団法人である。

被告の事業内容は、花柳流創流嘉永2年(1849年)の伝統を重んじ、日本舞踊に関する調査、研究及び知識の啓発をし、その研究、論評の道を開くための機関紙の刊行、会員の技能及び教養向上のための講習会、舞踏会等の開催、流儀に残る古典伝承のための研修会の開催、永年花柳会貢献者の顕彰、花柳流に関する資料、文献の収集保存、会員の共済、福利厚生に関する事業、その他上記目的を達成するために必要な事業である。

2 原告Aの営業表示及びその著名性又は周知性について(請求原因(1)ア、(2)ア関係)

原告Aは、四世宗家家元を襲名した後、日本舞踊の流派「花柳流」の宗家家元として事業活動を行い、「花柳流」及び「花柳」は、おそくとも、被告が設立された平成23年1月24日までには、四世宗家家元である原告Aの営業表示として、著名又は周知となっていた旨主張する。

これに対し被告は、原告Aの四世宗家家元の襲名は違法なものであり、法的に保護すべきものではないから、原告Aが四世宗家家元と称して行っている原告Aの事業活動は、個人としての営業活動であって、「花柳流」の営業活動とはいえず、「花柳流」及び「花柳」の表示は、原告Aの著名又は周知の営業表示ではない旨主張するので、以下において検討する。

(1)ア 初代家元花柳壽助が創始した日本舞踊の流派である「花柳流」は、おそくとも、三世花柳壽輔が宗家家元であった昭和56年3月ころには、日本

舞踊の最大流派となり、「花柳流」及び「花柳」は、花柳流宗家家元の事業活動に係る表示として、日本舞踊に携わる者及び全国の日本舞踊の愛好者らの間で広く認識されるに至り、周知となっていたことは、前記1(1)及び(2)のとおりである。

そして、前記1の認定事実によれば、花柳流宗家家元が行う事業活動は、日本舞踊の普及という文化芸術活動としての性格を有するものではあるが、他方において、これらの活動から出演料、名取料等の一定の対価を収受するなど、経済上の収支計算の上に立って経済秩序の一環として行われる事業活動としての性格をも有するものといえるから、不正競争防止法2条1項1号の「営業」に該当するものと認められる。

イ また、原告Aが、三世花柳壽輔が死去した後、平成19年6月28日に行われた三世花柳壽輔の葬儀の際に、自らが「花柳流宗家家元」四世花柳壽輔を襲名することを発表し、その襲名の事実が新聞等で報道されたこと、原告Aの「四世宗家家元花柳壽輔襲名披露公演」が平成20年5月及び6月に歌舞伎座及び国立文楽劇場で開催されたこと、原告Aは、上記襲名発表後、「花柳流四世家元」花柳壽輔として社団法人日本舞踊協会の常任理事を務めたり、四世宗家家元として、花柳流舞踊公演の主催、出演、原告花柳会の支部の講習会での指導等の事業活動を行い、これらの各種活動が新聞等で報道されてきたことは、前記1(4)イのとおりである。

ウ 以上のア及びイを総合すれば、「花柳流」及び「花柳」は、四世宗家家元を襲名した原告Aの営業表示として、おそくとも、平成23年1月24日までは、日本舞踊に携わる者及び全国の日本舞踊の愛好者らの間で広く認識されるに至り、周知となっていたものと認められる。

(2) これに対し被告は、花柳流の宗家は、原則として花柳家の血筋の者が受け継ぐものであり、家元は、先代の指名に基づいて受け継ぐものであるが、原告Aは、花柳家の血筋を引いていないので、宗家ではなく、三世宗家家元の指名を受けていないから、家元でもない、「四世家元」の確定には、三世宗家家元の親族との調整が行われ、原告Aに一本化されること、「花柳流花柳会」の理事会及びその役員が全員一致して原告Aを支持することの二つの要件を満たす必要があるところ、原告Aについては、いずれの要件も満たしていない、「花柳流」の家元である者は、花柳流の伝統の振付けの型を伝承している者でなければならないが、原告Aは、これを伝承していないなどとして、原告Aは、花柳流の伝統、慣習に従って宗家家元を引き継いだ者ではなく、原告Aの四世宗家家元の襲名は違法なものであり、法的に保護すべきものではないから、「花柳流」及び「花柳」の表示は、原告Aの営業表示とはいえず、また、原告Aの営業表示として周知であるとはいえない旨主張する。

しかしながら、本件において、被告は、被告が主張する花柳流宗家家元の資

格及び継承に係る要件を裏付ける証拠を何ら提出しておらず、原告Aによる四世宗家家元の襲名が違法であるとの被告の主張は、証拠の裏付けを欠き、失当であるというほかない。

かえって、前記(1)イの認定事実によれば、原告Aが三世花柳壽輔から花柳流宗家家元の地位を正当に継承した四世宗家家元であることは、その襲名発表以来、日本舞踊の業界はもとより、社会的に広く認識されてきたことが認められる。

したがって、「花柳流」及び「花柳」の表示が原告Aの営業表示とはいえず、また、原告Aの営業表示として周知であるとはいえないとの被告の主張は、採用することができない。

(3) 以上のとおり、「花柳流」及び「花柳」の表示は、おそくとも平成23年1月24日までには、四世宗家家元である原告Aの営業表示として、「需要者の間に広く認識され」（不正競争防止法2条1項1号）、周知となっていたものと認められる。

3 原告花柳会の営業表示及びその著名性又は周知性について（請求原因(1)イ、(2)イ関係）

原告花柳会は、花柳流宗家家元より名取名を認許された花柳流の全名取を構成員とする権利能力なき社団であるところ、その設立以来、「花柳流花柳会」の名称を使用してその事業活動を行い、遅くとも、昭和56年3月ころまでには、「花柳流花柳会」の表示は、原告花柳会の営業表示として、著名又は周知となっていた旨主張する。

(1)ア 前記1(2)及び(3)の認定事実によれば、三世花柳壽輔は、昭和43年ころ、花柳流舞踊の保存、普及を図ること等を目的として、花柳流の宗家家元及び全名取を構成員（会員）とする「花柳流花柳会」と称する団体（原告花柳会）を組織し、その名誉会長に就任したこと、原告花柳会は、その会則（花柳流花柳会会則）に従って構成された団体としての組織を備え、また、総会及び理事会において多数決で決議が行われ、会員の入会、退会等の構成員の変更によっても原告花柳会そのものは存続し、さらに、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が上記会則により規定され、確定していること、原告花柳会は、昭和43年ころ以降、「花柳流花柳会」の名称を使用してその事業活動を行い、上記会則に従った運営がされていることが認められるから、原告花柳会は、権利能力なき社団に該当することが認められる。

イ 前記1(3)のとおり、原告花柳会においては、事業年度ごとに事業計画を立て、会員の入会金、会費、事業収入等で運営されており、会計年度ごとに収支決算が行われてきたことからすると、原告花柳会の事業活動は、経済上の収支計算の上に立って経済秩序の一環として行われる事業活動としての性

格をも有するものといえるから、不正競争防止法2条1項1号の「営業」に該当するものと認められる。

加えて、おそくとも昭和56年3月ころには、「花柳流」が日本舞踊の最大流派となっていたことと相俟って、「花柳流花柳会」は、原告花柳会の事業活動に係る表示として、日本舞踊に携わる者及び全国の日本舞踊の愛好者らの間で広く認識されるに至り、周知となっていたことを併せ考慮すると、「花柳流花柳会」の表示は、そのころまでに、原告花柳会の営業表示として、「需要者の間に広く認識され」（不正競争防止法2条1項1号）、周知となっていたものと認められる。

(2) これに対し被告は、原告花柳会は、基本的に会員の親睦、研鑽を目的としたもので、営業活動を目的としたものではないから、不正競争防止法の保護の対象となるものではなく、「花柳流花柳会」の表示は、原告花柳会の営業表示ではない旨主張する。

しかしながら、不正競争防止法2条1項1号にいう「営業」とは、営利を直接の目的として行われる事業に限らず、役務又は商品を提供してこれと対価関係に立つ給付を受け、これらを収入源とする経済収支の計算に基づいて行われる非営利事業も含むものと解されるところ（最高裁判所平成18年1月20日第二小法廷判決・民集60巻1号137頁参照）、前記(1)イ認定のとおり、原告花柳会の事業活動は、経済上の収支計算の上に立って経済秩序の一環として行われる事業活動としての性格をも有するものといえるから、上記「営業」に該当するというべきである。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

(3) 以上のとおり、「花柳流花柳会」の表示は、おそくとも昭和56年3月ころまでには、原告花柳会の営業表示として、「需要者の間に広く認識され」（不正競争防止法2条1項1号）、周知となっていたものと認められる。

4 不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為該当性について（請求原因(3)アないしウ関係）

(1) 原告Aとの関係

ア 前記1(5)の認定事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成23年1月24日の設立当初から、「一般社団法人花柳流花柳会」の名称（被告名称）を用いて、花柳流舞踊に関する事業を行っていること、被告は、その事業活動の中で、会員を募集し、会員から年会費を徴収していることが認められる。

そうすると、被告の上記事業活動は、経済上の収支計算の上に立って経済秩序の一環として行われる事業活動としての性格をも有するものであり、不正競争防止法2条1項1号にいう「営業」に該当し、被告名称は、被告の営業表示に当たるものと認められる。

イ(ア) 被告名称は、「一般社団法人花柳流花柳会」の漢字12文字から構成されているところ、「一般社団法人」は、一般社団法人の名称中に用いることが義務付けられた文字であることからすると（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律5条1項）、被告名称のうち、出所識別標識としての機能を有する部分は、「花柳流花柳会」の部分である。

そして、「花柳流」及び「花柳」が著名であることは被告も自認するところであり、「花柳流花柳会」の部分からは、日本舞踊の流派の「花柳流」又はその芸姓である「花柳」を連想し、「花柳流」の名取等「花柳流」に属する者の組織であることを観念するものといえるから、被告名称は、原告Aの周知の営業表示である「花柳流」及び「花柳」とそれぞれ類似するものといえる。

(1) また、被告が被告名称を花柳流舞踊に関する事業活動に使用した場合には、日本舞踊の愛好者らが、被告が四世宗家家元である原告Aと緊密な営業上の関係が存すると誤信するおそれが存するものと認められるから、被告が被告名称を使用する行為は、原告Aの営業と「混同を生じさせる行為」（不正競争防止法2条1項1号）に該当するものといえる。

ウ 以上によれば、被告が、その事業活動に被告名称を使用する行為は、原告Aに対する不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当するというべきである。

(2) 原告花柳会との関係

ア 前記(1)イ(ア)のとおり、被告名称のうち、出所識別標識としての機能を有する部分は、「花柳流花柳会」の部分である。

そうすると、被告名称は、原告花柳会の周知の営業表示である「花柳流花柳会」と実質的に同一であって、類似するものといえる。

また、被告が被告名称を花柳流舞踊に関する事業活動に使用する行為は、原告花柳会の営業と「混同を生じさせる行為」（不正競争防止法2条1項1号）に該当するものといえる。

イ 以上によれば、被告が、その事業活動に被告名称を使用する行為は、原告花柳会に対する不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当するというべきである。

(3) まとめ

以上のとおり、被告が、その事業活動に被告名称を使用する行為は、原告らに対する不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当し、これにより原告らの「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれ」（同法3条1項）があるものと認められる。

そして、本件においては、被告に対して、原告ら主張の被告名称等の差止め及び「侵害の停止又は予防に必要な行為」（不正競争防止法3条2項）として



原告ら主張の抹消登記手続を命じる必要性があるものと認められる。

## 5 結論

以上によれば、原告らの請求は、いずれも理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 筆者の次女が高校時代に部活で属していた日本舞踊の顧問の先生は花柳流の名取であったり、卒業後の大学1年の5月に国立小劇場における発表会で踊ったりしたことあったから、他流派のことは知らなくても、花柳流の踊りについては関心を持っていた。そして、宗家家元の「花柳寿輔」の名前も覚えていたが、花柳流の名取数が平成23年6月現在、約21,370人にのぼると判決が記述しているのには驚いた。

本件は、花柳流四世宗家家元のAと権利能力なき社団である花柳流花柳会が原告となり、被告が一般社団法人花柳流花柳会の名称を使用する行為は、不競法2条1項1号又は2号の不正競争行為に該当すると主張して被告に対し同法3条に基づき、被告名称等の差止めと被告名称の抹消登記手続を求めた事案である。

2. そこで、まず請求原因(1)ア・(2)アの原告A営業表示及びその著名性又は周知性について、裁判所は次のように事実認定した。

(1) 初代家元花柳寿助が創始した「花柳流」は、おそくとも三世花柳寿輔が宗家家元であった昭和56年3月ごろには日本舞踊の最大流派となり、「花柳流」と「花柳」は花柳流宗家家元の事業活動に係る表示として、日本舞踊に携わる者や全国の日本舞踊愛好者らの間で広く認識されるに至り、周知となっていたことは証明されると認定した。

そして、花柳流宗家家元が行う事業活動からは、出演料、名取料等の一定の対価を収受する経済上の収支計算の上に立って経済秩序の一環として行われる事業活動としての性格をも有するものであるから、不競法2条1項1号の「営業」に該当すると認定した。

また、原告Aは、三世花柳寿輔の死去後の平成19年6月28日に行われた三世花柳寿輔の葬儀で、自らが「花柳流宗家家元」四世花柳寿輔を襲名することを発表し、その襲名事実は新聞等で報道されたこと、その襲名披露公演が平成20年5月及び6月に歌舞伎座及び国立文楽劇場（大阪）で開催されたことなど、各種活動は新聞等で報道されたことが証明されると認定した。

その結果、裁判所は、「花柳流」と「花柳」は、原告Aの営業表示として、おそくとも平成23年1月24日までには、日本舞踊の関係者や全国の日本舞踊の愛好者らの間で広く認識されるに至り、周知となっていたものと認定した。

(2) これに対し、平成23年1月24日に設定した被告の一般社団法人花柳流花柳会の主張に対しては、次のように認定した。

即ち、被告は、花柳流宗家家元の資格や継承に係る要件を裏付けるための証拠は何にも提出していないから、原告Aによる四世宗家家元の襲名が違法だとの被告の主張は失当であるとして採用されなかった。

(3) その結果、「花柳流」と「花柳」の表示は、前記平成23年1月24日までには、原告Aの営業表示として需要者間に広く認識され、周知となっていたものと認められたのである。

3. 次に、請求原因(1)イ・(2)イの原告花柳会の営業表示及びその著名性又は周知性について、裁判所は次のように事実認定した。

(1) 三世花柳寿輔は、昭和43年頃、花柳流の宗家家元及び全名取を構成員(会員)とする「花柳流花柳会」(原告花柳会)を組織し、その名誉会長に就任した。原告花柳会は、その会則にしたがって構成された団体としての組織を備え、総会、理事会は多数決で決議され、団体としての主要点は会則に規定され、原告花柳会は昭和43年4月頃以降、「花柳流花柳会」の名称を使用して事業活動を行い、会則にしたがって運営されているから、原告花柳会は権利能力なき社団に該当する。

また、原告花柳会は、事業年度ごとに事業計画を立て、会新年度ごとに収支決算が行われているから、原告の事業活動は、経済上の収支計算の上に立った事業活動としての性格を有するといえるから、不競法2条2項1号の「営業」に該当する。

また、昭和56年3月頃には、「花柳流」が日本舞踊の最大流派となっていたことと、「花柳流花柳会」は原告花柳会の事業活動に係る表示として広く認識されるに至っていたことを考慮すると、その表示は、原告花柳会の営業表示として周知となっていた。

(2) これについて被告は反論したが、裁判所は、不競法2条1項1号にいう「営業」とは、営利を直接の目的とする事業に限らず、役務又は商品を提供しこれと対価関係に立つ給付を受け、これらを収入源とする経済収支の計算に基づいて、行われる非営業事業も含むと解するとの最高判平成18年1月20日(二小)を引用し、原告花柳会の事業活動は、経済上の収支計算に立つ経済秩序の一貫として行われる事業活動といえるから、「営業」に該当すると認定し、被告の主張は採用されなかった。

4. 以上のとおり、原告Aと原告花柳会について、不競法2条1項1号に規定する他人の商品等表示(営業表示)と周知性の要件についての適用認定が終わった後、被告名称についての他人の営業表示との混同性について、裁判所は次

のように認定した。

(1) 「花柳流」や「花柳」が著名な名称であることは被告も自認しているから、被告名称の「一般社団法人花柳流花柳会」は、原告Aとの関係では、周知の営業表示の「花柳流」や「花柳」とそれぞれ類似する。したがって、被告が被告名称を、花柳流舞踊に関する事業活動に使用した場合、「日本舞踊の愛好者らが、被告が四世宗家家元である原告Aと緊密な営業上の関係が存すると誤信するおそれが存するものと認められる」から、被告の使用行為は原告Aの営業と「混同を生じさせる行為」に該当する。

(2) 原告花柳会との関係でも、被告が被告名称を使用する行為は、原告花柳会の営業と「混同を生じさせる行為」に該当する。

5. 以上の結果、裁判所は被告による被告名称の使用行為は、原告らに対する不競法2条1項1号の不正競争行為に該当するから、原告らは「営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある」(同法3条1項)と認定され、被告に対し、被告名称等が差止めと、侵害の停止又は予防に必要な行為(同法3条2項)として、抹消登記手続きを命ずる必要があると認定したのである。

本件被告法人の代表者は、原告Aや原告団体とはどのような関係にある人物なのか不明であるが、最初から「花柳」や「花柳流」の名称が著名であることは自認していることを考えると、紛争の種となった一般社団法人を設立しなければならなかった意図がわからない。

6. 本件の結論とは直接関係はない問題かも知れないけれども、原告らは主張し、被告は自認していた「花柳」や「花柳流」の営業表示の著名性の有無についての認定を裁判所はなぜ避けたのだろうか。けだし、不競法2条1項2号の適用では、結果としての混同性は不要であるからである。あるいは、同業種の当事者関係であれば、異業種の当事者関係を想定している不競法2条1項2号(広義の混同)の適用より、同法2条1項1号(狭義の混同)の方が容易と判断したからだろうか。しかし、周知性があっても混同のおそれがない営業行事であればどうなるのだろうか。

なお、ついでに一言すれば、同法2条1項1号はパリ条約10条の2(3)1の規定に違反しているおれがある。けだし、同条項号には、「いかなる方法によるかを問わず」とあるとおり、「周知性」の有無は問われないからである。

7. 本件とは全く関係のないことであるが、宝塚歌劇の名男役であった春日野八千代さん(96才)が死去されたとの新聞記事が8月30日に出ていた。この相手の娘役が故乙羽信子さんであった。そして、八千代さんは花柳流の名取で、「花柳禄八千代」と名乗っていたという。

〔牛木 理一〕

(別紙)

登記目録

東京法務局

会社法人等番号 0100 - 05 - 016250

名称 一般社団法人花柳流花柳会

主たる事務所 東京都中央区築地二丁目11の5

法人成立の年月日 平成23年1月24日